

佐倉市人・農地プラン検討会設置要綱

(設置)

第1条 集落及び地域において、地域の中心となる個人、法人又は集落営農（以下「経営体」という。）の確保及び経営体への農地集積を促すことに関し市が策定する人・農地プランの妥当性等について検討するため、人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる組織及び団体からそれぞれ1人（千葉県印旛農業事務所にあつては2人）選出された委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、産業振興部農政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成25年 9月24日付け決裁25佐農第309号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表

組織及び団体名
いんば農業協同組合
印旛沼土地改良区
鹿島川土地改良区
千葉県印旛農業事務所
佐倉市農業委員会事務局
農業者団体 あすなる会
農業生産法人組合 援農いんば